

令和7年10月7日開催
決算審査特別委員会資料

令和6年度

鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概 要 版

令和7年10月

鳥取県監査委員

目 次

はじめに	1
第1 審査の概要	1
第2 審査の結果	1
第3 審査の意見	2
1 企業会計		
(1) 現状	2
(2) 課題及び意見について	4
2 病院事業会計		
(1) 県営病院事業の決算の状況	9
(2) 県営病院事業に共通する事項について	9
(3) 中央病院について	12
(4) 厚生病院について	13
3 天神川流域下水道事業会計		
(1) 天神川流域下水道事業について	16
(2) 現状	16
(3) 課題及び意見について	17

はじめに

知事から監査委員に対し審査に付された令和6年度鳥取県公営企業会計の決算について、監査委員4人が慎重に審査し、審査意見書を令和7年8月8日付けで知事に提出しました。

その概要は次のとおりです。

《令和6年度鳥取県公営企業会計決算審査意見書》

第1 審査の概要

公営企業会計の決算審査は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業、病院事業及び鳥取県天神川流域下水道事業の5会計を対象とした。

知事から提出された決算及び決算附属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、鳥取県監査基準に準拠して審査を実施した。審査の実施に当たっては、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、常に事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意した。

第2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

第3 審査の意見

1 企業会計

(1) 現 状

令和6年度の決算状況

電気事業については、経常損失が9億3,030万円、純損失が9億3,344万円となった(1万円未満切り捨て。以下同じ)。

工業用水道事業については、経常損益、純損益とも5,289万円の損失となった。

埋立事業については、経常損益、純損益とも7,933万円の利益となった。

(単位：千円)

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業
経 常 損 益	△930,306	△52,895	79,330
特 別 利 益	0	0	0
特 別 損 失	3,141	0	0
当 年 度 純 損 益	△933,448	△52,895	79,330
当年度未処分利益剰余金	—	—	—
当年度未処理欠損金	1,702,456	4,059,230	4,074,891

※千円未満切り捨て

ア 電気事業

水力発電事業は、台風の被災や故障による運転停止などのため電力料収入が減少し、経常損益、純損益とも損失額が前年を上回り、経常損失は10億1,741万円、純損失は10億2,055万円であった。

供給電力量は6,987MWh、電力料収入は1億5,519万円であり、供給電力量、電力料収入ともに大幅に目標を下回った。目標に対する供給電力量は75.9%で、電力料収入は73.3%であった。

前年度に比べて、供給電力量は21.6%、電力料収入は40.6%となった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和6年度	9,205	6,987	75.9	211,840	155,192	73.3
令和5年度	54,915	32,407	59.0	671,257	382,594	57.0

風力発電事業は、供給電力量は3,003MWh、電力料収入は5,727万円であった。

風況には恵まれたものの、2号機が主軸受内部の部品割れの不具合により令和5年

12月から運転を停止、3号機も主軸受鉄粉濃度上昇傾向を受けた強風時の運転制限のため、目標に対する供給電力量は63.9%、電力料収入は64.0%であった。

前年度に比べて、供給電力量は61.1%、電力料収入は61.1%であった。

年度 \ 区分	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和6年度	4,696	3,003	63.9	89,555	57,274	64.0
令和5年度	4,696	4,915	104.7	89,555	93,735	104.7

太陽光発電事業は、供給電力量は8,077MWh、電力料収入は2億8,854万円であった。概ね日射量に恵まれたことから、目標に対する供給電力量は104.1%、電力料収入は103.9%といずれも目標を上回った。

前年度に比べて、供給電力量は98.1%、電力料収入は98.5%であった。

年度 \ 区分	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和6年度	7,757	8,077	104.1	277,809	288,547	103.9
令和5年度	7,757	8,230	106.1	277,809	293,064	105.5

イ 工業用水道事業

給水事業所は、前年度に比べて2事業所増の105事業所で、契約給水量は、前年度に比べて650 m³/日増加して4万1,990 m³/日であった。

また、年間総給水量は、前年度に比べて5万7,225 m³増加し、854万5,773 m³であった。

年度 \ 区分	給水事業所数	契約給水量 (m ³ /日)	年間総給水量 (m ³)
令和6年度	105	41,990	8,545,773
令和5年度	103	41,340	8,488,548
増 減	2	650	57,225

ウ 埋立事業

境港外港昭和地区は、平成28年度をもって完売となっている。

米子港旗ヶ崎地区も、売却用地 30 万 6,265 m²は、令和 5 年度に完売となっている。境港外港竹内地区は、処分対象用地 87 万 7 m²のうち、令和 6 年度末までの売却面積は 69 万 1,174 m²で、未売却面積は 17 万 8,833 m²（未処分率 20.6%）となっている。未売却面積のうち、14 万 7,654 m²を長期貸付している。

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港昭和地区	完売
米子港旗ヶ崎地区	完売
境港外港竹内地区	未売却 178,833 m ² うち長期貸付 147,654 m ²

(2) 課題及び意見について

ア 県営企業会計について

電気事業では、令和 5 年 7 号台風被害や故障による複数の水力・風力発電所の運転停止等による電力料金収入の減少、工業用水道事業では、鳥取地区工業用水道で令和 7 年度末での大口利用終了、日野川工業用水道でも既存の大口利用施設が廃止の予定となるなど、「鳥取県企業局経営プラン」（以下「経営プラン」という。）の中間見直しの段階では予期しなかった経営環境の変化により、設定した経営目標と実績が大きく乖離する状況にある。

こうした中で、企業局は令和 7 年 3 月に「鳥取県企業局改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定し、公営企業会計の経済性を発揮しながら、継続的な再生可能エネルギーの地域への供給、良質な工業用水の提供など産業の下支えとして、県経済に貢献するとともに、持続可能な安定経営を推進する組織づくりと、県の施策に貢献することを目指して事業に取り組んでいる。さらに今後、令和 9 年度から 18 年度にかけての「鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）」を策定することとしている。

については、改革プランを着実に実行し、経営の改革を進めるとともに、企業局が持つ人材や資金、ノウハウを活かした効率的な組織づくりを進められたい。

また、想定していない災害・大規模故障が発生したことが大きな要因となり、再生可能エネルギーの供給の増進による二酸化炭素排出削減量は、経営プランの令和 6 年度目標の 4.6 万トン／年に対し、実績は 1 万トン／年にとどまり、目標の 21.7% であった。

鳥取県企業局の電気事業は、産業基盤の強化及び地球温暖化対策の推進を図るため、再生可能エネルギーの利活用により電力の供給を能率的かつ経済的に行うこと

を目的としており、発電所の稼働率を上げることは、鳥取県企業局に課せられた使命である。

については、脱炭素社会実現に向けた県の重要施策の一翼を担う立場として、再生可能エネルギーの供給を増進することにより、二酸化炭素排出量の削減に一層取り組まれない。

さらに、中長期的に定められる次期計画「鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）」の策定にあたっては、災害、大規模な故障、経営環境の変化などのリスクを十分に織り込んで、実現可能な計画となるよう最善の検討をされたい。

イ 電気事業について

キャッシュ・フロー計算書では、令和5年度の資金期末残高は36億9,862万円であるが、令和6年度の資金期末残高は35億5,791万円と1億4,071万円減少している。

資金の減少の主な要因は、前年度に比べて純損失の増加によるものである。

電気事業会計は、セグメント（事業単位）を水力発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業として運営している。

セグメント別でみると、水力発電事業については、供給電力量は目標の75.9%、対前年度比21.6%、売電収入は1億5,519万円と目標の73.3%、対前年度比40.6%で、大きく減少した前年度をさらに大きく下回った。主な要因は次の2つである。

① 佐治発電所は台風の被災により令和5年8月から運転を停止、新幡郷発電所は固定子巻線の不具合により同年9月から運転を停止、袋川発電所は水車軸受の不具合により同年6月から運転を停止した。

復旧は、袋川発電所が令和7年5月に完了したほか、佐治発電所が令和7年11月、新幡郷発電所が令和7年9月の予定である。

② 小水力発電所（賀祥発電所、若松川発電所、横瀬川発電所、私都川発電所）は、塵芥などの影響により実績発電量が目標発電量の73.7%となっている。

今後の見通しとして、水力発電事業は令和6年度に引き続き、令和7年度も3発電所の運転停止で電力料収益が減少し赤字となるため、厳しい経営状況が続くものと見込まれる。

なお、コンセッションの進捗状況については、令和3年度に着手されたリニューアル工事が終了し、小鹿第二発電所が令和5年9月に、小鹿第一発電所が令和6年8月に、日野川第一発電所が令和6年12月にコンセッション事業者へ運営移管された。

風力発電事業は、鳥取放牧場発電所の風車3基のうち、2号機が主軸受内部の部品割れの不具合により令和5年12月から運転を停止しており、供給電力量は目標の63.9%、売電収入は目標の8,955万円に対して5,727万円と、目標の64.0%であった。

なお、本発電所の固定価格買取制度（FIT）の適用期間が令和8年8月31日まで

となっており、譲渡先の募集を行ったが応募がなかったところである。

太陽光発電事業は、概ね日射量に恵まれたことから、8か所の発電所のうち5か所の発電所で目標発電量を超え、供給電力量は目標に対して104.1%となり、売電収入も目標の2億7,780万円に対して2億8,854万円で、目標を3.9%上回った。

なお、風力発電及び太陽光発電では、中国電力によるたび重なる出力制御による運転停止があった。

については、引き続き厳しい経営状況が続く中、改革プランの具体的取組である財務シミュレーションや大規模修繕及び更新を見込んだシミュレーションを適正かつスピード感を持って行われ、「鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）」に反映されたい。

さらに、国が再生可能エネルギーを主要なエネルギー源としている中で、電力会社による出力制御を減らし、発電量を増加できるよう、国に要望されたい。

また、小水力発電所の塵芥除去について、民間事業者等の知見を幅広く集め、費用対効果も考慮しながら、発電量の増加に努められたい。

ウ 工業用水道事業について

純損益は令和元年度以降、6年連続で赤字が続いており、令和6年度は5,289万円の赤字となっている。

改革プランでは、具体的取組として、次の3点をあげている。

- ① 民間事業者によるポテンシャル調査を令和7年度に実施し、新規立地企業等への積極的営業活動や配水管沿線上の未利用企業への積極的営業活動
- ② 日野川工業用水道事業でユーザー企業への必要性の説明により理解を得ながら各種手続きを進め、令和8年度から適切な料金設定を実施
- ③ PC管区間（弓ヶ浜区間）の長寿命化対策の概略検討・PPP/PFI検討、長寿命化対策の実施を順次進めること

については、鳥取地区工業用水道事業では、ポテンシャル調査とその結果について、積極的に公表され、期限を定めて今後の事業の在り方を検討されたい。

（ア）日野川工業用水道事業について

日野川工業用水道事業の給水事業所数は前年度に比べて2事業所増の91事業所で、契約給水量は前年度に比べて600m³/日増の36,040m³/日、営業収益は3億1,859万円で前年度に比べて1,759万円増加した。増加要因は、水産加工2社への新規給水（計400m³/日）開始と既存1事業所の200m³/日の増による。

営業費用は2億9,104万円で前年度に比べて6,217万円減少した。減少した主なものは修繕費であった。

純損益は5,817万円の黒字で、前年度の1,848万円の赤字から7,666万円改善した。

日野川工業用水道事業の黒字は、令和3年度以来3年ぶりである。

大口利用のバイオマス発電所の休止というマイナス要因もあるが、令和8年度の境港昭和団地での新規給水開始の予定もあり、さらなる事業収入の増加に取り組んでいる。また、管路の内面止水バンドによる長寿命対策も進めており、令和6年度末でPC管全体9,816mのうち7,710m（進捗率78.5%）の対策が終わっている。

令和8年4月の日野川バイパス管施設工事（老朽化対策）に伴う料金値上げに向けて、利用者の理解を得る活動を進めている。さらに、物価上昇に伴う費用の増大による内部留保資金の確保を図るため、適正な料金設定も検討していく必要があるとしている。

については、契約利用量を増やすための営業活動の一層の強化に引き続き努められたい。

（イ）鳥取地区工業用水道事業について

鳥取地区工業用水道事業の給水事業所数は前年度と同数の14事業者で、契約給水量は前年度より $50\text{m}^3/\text{日}$ 増の1日当たり $5,950\text{m}^3/\text{日}$ であり、鳥取地区工業用水道の給水能力 $14,000\text{m}^3/\text{日}$ に対する有収率（契約給水量／給水能力）は42.5%であった。年間総給水量は $1,347,963\text{m}^3/\text{年}$ で、前年度より $239,975\text{m}^3/\text{年}$ 減少している。

過去10年間（平成27年度～令和6年度）の事業実績をみると、契約給水量は、令和元年度の $6,000\text{m}^3/\text{日}$ をピークに $5,600\text{m}^3/\text{日}$ から $6,000\text{m}^3/\text{日}$ までの間で推移しており、給水事業所数は平成27年度の12事業所から2事業所増で、利用状況に大きな変化はない。

営業収益は1億561万円で前年度に比べて23万円減少した。営業費用は2億5,160万円で前年度に比べて236万円増加した。純損益は1億1,107万円の赤字で、前年度純損益1億1,085万円の赤字に比べて、22万円赤字額が増加した。

物価上昇に伴う経費の増加や構築物等の有形固定資産、殿ダムの使用权といった無形固定資産に係る減価償却費が経常収支を圧迫している。

また、令和7年度末で大口の利用企業が契約を終了する予定であり、給水料金収入の約4割の大幅な減額が見込まれる。これを令和6年度末時点の契約水量（ $5,950\text{m}^3/\text{日}$ ）と比較すると、令和8年度の1日当たりの契約水量が $2,300\text{m}^3/\text{日}$ 減の $3,650\text{m}^3/\text{日}$ になると考えられ、純損益の赤字が継続している中で、一層の経営状況の悪化が見込まれる。

については、新たな利用者の開拓を図るため、県商工労働部や鳥取市、経済団体等と連携を強化して、工業用水道利用のメリットをアピールする営業活動に取り組まれたい。

また、鳥取地区工業用水道事業の将来の在り方について、鳥取市の協力も得ながら、県行政全体で多角的に検討されたい。

エ 埋立事業について

旗ヶ崎団地は令和5年度で完売し、竹内団地も令和6年度中に1区画を売却、1区画を長期貸付けし、現在、未分譲地は、2区画 3.1ha となっている。この未分譲地は、団地南側の土地で、これまで地元境港市の意向を尊重して商業系施設への分譲を優先し、国際貨物客船ターミナルの後背地であることから賑わいづくりへの貢献を期待し売却を進めている用地であった。現在、分譲の申し込みがあり、竹内団地企業誘致推進会議に諮るなど手続きを進めている。

今後、長期貸付けによる安定的な収入が見込まれ、収益的収支の黒字で安定的経営が確保される見込みであるが、事業用定期借地の期間満了分については、分譲（売却）の基本スタンスで臨んでいく必要があるとともに、貸付地の管理を含めて今後の事業の在り方を検討していくことが必要である。

については、竹内団地の未分譲地について、早期の分譲を進められるとともに、埋立事業の今後の在り方についての検討を進められたい。

2 病院事業会計

(1) 県営病院事業の決算の状況

全体では、経常損益が11億7,045万円（1万円未満切り捨て。以下同じ。）の損失、純損益は10億2,662万円の損失となった。

中央病院では、経常損益が6億5,046万円の損失、純損益が5億5,286万円の損失と、いずれも令和2年度以来の赤字となった。

厚生病院では、経常損益が5億1,998万円の損失、純損益が4億7,375万円の損失と、いずれも2年連続の赤字となった。

令和6年度末の当年度未処理欠損金は48億5,307万円となった。

(単位：千円)

区分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経常損益	△650,465	△519,986	△1,170,452
特別利益	112,117	77,995	190,113
特別損失	14,518	31,767	46,286
当年度純損益	△552,866	△473,759	△1,026,625
当年度未処理欠損金	3,000,647	1,803,596	4,853,079

※当年度未処理欠損金の病院事業合計には、病院統括管理費の48,835千円を含む。

※千円未満切り捨て

(2) 県営病院事業に共通する事項について

ア 県営病院の地域における役割と連携について

中央病院、厚生病院は、ともに各医療圏における中核病院であり、高度急性期医療及び急性期医療に取り組んでいる。今後、両病院が地域から求められる役割を更に果たすためには、他の医療機関との役割分担をより一層明確化することが必要である。

また、地域の人口減少に伴い、医療人材の減少が予測される状況において、限られた医療資源を有効に活用するためには、県をはじめとする行政機関が中心的役割を果たし、各病院の経営方針、経営状況を踏まえた調整を行うことが求められる。

こうした状況の下、令和7年度には、国が提示する予定の地域医療構想のガイドラインを踏まえ、各医療圏における地域医療構想に関する議論が進められる予定である。

については、地域の人口減少を踏まえ、医療機関間の連携促進と役割分担を進めるため、行政機関と十分連携して各医療圏の中核的役割を果たされたい。

また、各医療圏域における県立病院として求められる役割について、地域との連携を密にし、医療機関間での情報交換を適切に行いながら検討されたい。

イ 医療従事者の確保について

(ア) 医師について

中央病院の医師数は、定員103人に対し、令和7年4月1日現在で122人となっている。また、会計年度任用職員を含む医師数は142人で、前年度から2人減っている。

中央病院は、特例水準医療機関（年1,860時間以内）の指定を受け、指定された職員に対し、医師労働時間短縮計画（令和6～8年度）による労務管理を実施している。また、すべての医師を対象に、医師の時間外勤務上限規制を遵守するよう、継続的なチェックと働きかけを行うとともに、勤務間インターバルの確保、代償休息の取得、時間外勤務の多い医師への面談指導を実施している。

しかし、令和6年度の医師の時間外労働は、上限の960時間を超過している医師が昨年度より1名増の12人となり、最も多く時間外労働を行った医師は1,800時間を超えている。

厚生病院の医師数は、定員48人に対し、令和7年4月1日現在で55人となっている。会計年度任用職員を含む医師数は58人で、前年度から4人増えている。

令和5年度に発出した「働き方改革宣言」のもと、組織的に働き方改革に取り組んでおり、前年度に続き、時間外労働の上限規制を超える医師はいなかった。

医師の確保に当たっては、両病院とも鳥取大学医学部への継続的な医師派遣要請を行うとともに、初期研修医や専攻医の受入を進めるための質の高い研修体制と魅力ある病院づくりに努めている。

また、看護師や医療技術職へのタスクシフトを進めることで、患者の状態に応じた適切で質の高い安全な医療をタイムリーかつ迅速に提供する取組を行っている。

については、救急医療や心臓外科などの高度先進医療部門を中心に、今後も医師不足が懸念されており、中長期的な医師の確保に努めるとともに、一人一人の働き方の違いに配慮したきめ細やかな調整を行うことにより、ワークライフバランスの推進に引き続き取り組まれない。

また、医師に対する時間外労働の上限規制の適用については、診療機能・水準を維持しながら、労務管理を適正に行い、医師全体の時間外労働の短縮を一層図られたい。あわせて、ICTの活用や他の医療スタッフへのタスクシフトの推進などにより、医師の負担軽減に引き続き取り組まれない。

(イ) 薬剤師について

中央病院は令和7年4月1日現在、定員33人に対し現員30人、会計年度任用職員を含む薬剤師は34人（うち育児休業等が2人）で、定員に対し1人不足している。

厚生病院は定員18人に対し現員14人（会計年度任用職員なし）で、4人不足して

いる。

薬剤師については、薬学部を有する県外大学生への就職の働きかけや県外で採用試験を行うなど新規学生の確保に取り組んでいる。

また、両病院とも薬剤師の病棟配置を進めており、薬剤師が調剤業務のみならず、病棟での医薬品管理や患者への情報提供を行うことで、医療従事者全体で業務の効率化や負担軽減、さらに医療の質の向上を目指している。

については、薬剤師業務の魅力をPRし、処遇改善に取り組むことで引き続き薬剤師の確保に努められるとともに、薬剤師の病棟配置を推進されたい。

(ウ) 看護師について

中央病院は令和7年4月1日現在で定員587人に対し現員632人、会計年度任用職員を含む看護師は708人（うち育児休業等が57人）で、定員に対し64人上回っている。

厚生病院は令和7年4月1日現在で定員305人に対し現員296人、会計年度任用職員を含む看護師は334人（うち育児休業等が39人）で、定員に対し10人不足している。

一方、看護師（会計年度任用職員を除く）の離職率は、中央病院で3.9%（前年度3.5%）で0.4ポイント増加、厚生病院は6.7%（前年度5.4%）で1.3ポイント増加している。

会計年度任用職員を含む看護師全体の離職率は、中央病院は3.8%（前年度3.3%）で0.5ポイント増加、厚生病院は9.0%（前年度6.3%）で2.7ポイント増加している。

看護師については、看護学校への訪問を継続するとともに、適時に採用試験を実施し、積極的に人員の確保に努めている。また、就職先として検討してもらう取組も継続している。

看護師の定着を図るため、夜勤専従職員の配置等、多様な勤務形態の採用や休暇取得の促進、時間外労働の縮減を図るとともに、メンタルヘルス対策の実施など働きやすい職場づくりと処遇改善に努めている。

さらに、両病院とも看護業務のアウトソーシングや分業化を行っている。

看護業務におけるICT活用については、中央病院で令和6年度に電子カルテ端末に看護業務支援システム（勤務表作成支援等）を導入している。

看護師のスキルアップについては、認定看護師®や認定看護管理者®、看護師実習指導者の養成などに取り組み、職員の専門性が発揮できる体制づくりを進めている。

については、引き続き一人一人の働き方の違いに配慮したきめ細やかな調整を行

うことにより、ワークライフバランスの推進に努められたい。

また、職場定着に向けたOJTやメンタルヘルスに引き続き取り組まれるとともに、離職要因を分析し、必要な対策を講じられたい。さらに厚生病院では、中央病院を参考に看護業務支援システムの導入を検討するなど、ICTの活用により、看護師の作業負担を軽減し、働き方改革に一層取り組まれたい。

ウ 未収金（患者自己負担分）の回収について

両病院とも、県税関係職員の協力を得て、個別の債権に応じた臨戸徴収、夜間電話督促及び弁護士法人への債権回収業務委託等を通じて回収促進を図るとともに、未収金の発生前または初期段階で患者の経済状況等に合わせた対応を行い、未収金発生の抑制に努めている。

については、今後も引き続き、未収金の発生防止、効率的・効果的な未収金の早期回収に積極的に取り組まれたい。

(3) 中央病院について

ア 決算の状況及び経営強化プランの達成状況について

入院患者数は、前年度に比べ5,377人増の151,172人、外来患者数は、前年度に比べ2,890人増の197,716人となった。

収支は、医業収益は患者数及び診療単価の増加により入院収益、外来収益ともに5%前後増加し、前年度に比べ8億8,404万円増加、医業費用も、主に給与費、医療の高度化に伴う薬剤費や診療材料費等の材料費、物価や人件費の高騰による消耗品費や委託料等の経費の増により、前年度に比べ12億9,811万円増加した。

この結果、医業損益は、19億6,296万円の損失（前年比4億1,406万円の損失増）となった。

医業外損益は、13億1,249万円の利益となったが、利益額は前年度に比べ2億7,536万円減少した。

この結果、経常損益は6億5,046万円の損失となり、純損益は5億5,286万円の損失となった。

「鳥取県立中央病院経営強化プラン（対象期間：令和5年度～9年度）」で定めた主な数値目標の令和6年度の達成状況は、次のとおりであった。

医業収支比率（目標91.2%、実績90.6%、前年度比1.5ポイント減）、経常収支比率（目標97.9%、実績97.0%、前年度比3.2ポイント減）、純損益（目標△3億6,200万円、実績△5億5,200万円、前年度比6億6,100万円減）は、目標を下回った。

病床稼働率（目標79.6%、実績82.1%、前年度比3.7ポイント増）、手術件数（目標4,707件、実績4,905件、前年度対比240件増）は目標を上回った。

入院診療単価（目標89,402円、実績89,230円）は前年から596円増えたが、目標を172円下回った。外来診療単価（目標24,056円、実績25,596円）は前年から1,222円増え、目標を1,540円上回った。

イ 課題、留意点及び意見

医業収益については、病床稼働率をはじめとする診療密度の上昇等に引き続き取り組み、令和4年度に再指定を受けたDPC特定病院群を維持しつつ、新たな施設基準を取得し、更なる収益の確保にも引き続き取り組んだ結果、対前年4.9%増加した。

一方、医業費用は、薬品や診療材料に係るSPD（院内物流管理システム）方式の導入、より安価な診療材料等への切り替え、日本ホスピタルアライアンス選定品の採用によるコスト削減、鳥取赤十字病院や厚生病院との共同購入、後発医薬品の積極的な採用、光熱水費高騰を踏まえた「省エネ委員会」による節電の推進等に取り組んでいるが、医療上必要な高額医薬品の使用増加に伴う材料費の増加等の影響により、医業費用全体は6.6%増加している。今後は、医業収益の増加を図るとともに更なる医業費用の節減に努める必要がある。

病床利用率（一般病床）は、82.1%と前年度に比べ3.7ポイント増加しているが、なお余裕のある病床も存在しており、更なる病床利用率の向上が求められる。

中央病院では、令和7年4月から新体制となり、病院経営の課題と今後の方向性を明確にし、職員と共有しながら、取組を進められているところである。

については、新体制の取組を着実に進められるとともに、純損失の要因について具体的に分析を行い、各要因に応じ必要な対策に取り組むことで、将来に過度な負担を先送りすることのないよう、安定的な経営基盤の構築に取り組まれない。

また、中央病院は、東部保健医療圏の高度医療を担う中核病院として、安全で質の高い医療を提供し、患者に優しく、働きやすく、地域に必要な病院づくりを目指しているものの、「中央病院は敷居が高い」という声も聞かれるところである。

については、積極的な広報を通じて、病院の機能や活動についての県民の理解を進め、より地域に開かれた、住民に親しまれる病院を目指すとともに、利用者、職員双方の目線で利便性やサービス向上を図るため、病院の新たな魅力づくりに取り組まれない。

（4）厚生病院について

ア 決算の状況及び経営強化プランの達成状況について

入院患者数は、前年度に比べ5,493人増の85,959人、外来患者数は、前年度に比べ14,243人減の109,644人となった。

収支は、医業収益は、外来患者数の減少により外来収益が減少したが、入院患者数の増加による入院収益の増加で、前年度に比べ6,611万円増加した。医業費用は、材料費（薬剤費、診療材料費等）や減価償却費が減少した一方、給与費、消耗品費や委託料等の経費の増加により、前年度に比べ4,551万円増加した。

この結果、医業損益は10億6,470万円の損失（前年比2,059万円の損失減）となった。

医業外損益は5億4,471万円の利益であったが、利益額は前年度より5億652万円減少した。

この結果、経常損益は5億1,998万円の損失（前年比4億8,593万円の損失増）となり、純損益は4億7,375万円の損失となった。

「鳥取県立厚生病院経営強化プラン（対象期間：令和5年度～9年度）」で定めた主な数値目標の令和6年度の達成状況は、次のとおりであった。

医業収支比率（目標89.9%、実績87.2%・前年度比0.3ポイント増）、経常収支比率（目標96.0%、実績94.1%・前年度比5.5ポイント減）、純損益（目標△3億1,300万円、実績△4億7,300万円・前年度比4億3,700万円損失増）は、目標を下回った。

病床稼働率（目標78.3%、実績78.5%、前年度比5.3ポイント増）は目標を上回った。また、手術件数（実績1,527件）は前年度より46件増加した。

入院診療単価（目標64,689円、実績59,126円）は前年から1,483円減り、目標を5,563円下回った。外来診療単価（目標16,670円、実績19,031円）は前年から1,053円増え、目標を2,361円上回った。

イ 課題、留意点及び意見

医業収益の増加に向けて、診療報酬改定に即した加算や多職種によるチーム医療に関する加算、診療報酬の各種加算の積極的取得、市町と連携したがん検診の受入れを通じたがん診療への一層の注力などで、検査、手術、治療件数の増加に努めている。

年間の延べ入院患者数は対前年度比5,493人増の85,959人と、徐々にコロナ禍前の水準（令和元年度89,432人）に回復しつつあるものの、まだ開きがある。

一方で、年間の延べ外来患者数は109,644人で、前年度比14,243人減となっている。外来患者数の減少は2年連続で、減少幅も大きくなっている。

また、中部地域の医療機関との調整の結果、令和7年4月から回復期43床（地域包括ケア病棟）を急性期病床に変更したところである。

については、純損失の要因について具体的に分析を行い、各要因に応じ必要な対策に取り組むことで、将来に過度な負担を先送りすることのないよう、安定的な経営基盤の構築に取り組まれない。特に外来患者数の減少については、医療関係者の意見も聞きながら要因分析を行われたい。

また、ICTの活用促進を通じて、患者の利便性の向上、医療の効率化を図るとともに、地域の医療機関との連携を強化し、引き続き病床利用率の向上に取り組まれたい。

さらに、前述のとおり、看護師の離職率が中央病院と比べて高い状態となっていることから、離職の要因を分析されたい。

3 天神川流域下水道事業会計

(1) 天神川流域下水道事業会計について

ア 天神川流域下水道事業について

天神川流域下水道事業（以下「下水道事業」という。）は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、天神川及び東郷池の流域6市町（現在は市町合併により4市町）を処理区域として、昭和59年1月から供用を開始した。

イ 地方公営企業法の適用について

下水道事業は、官庁会計（特別会計）により運営していたが、経営や資産の状況等を正確に把握して経営の効率化を図り、安定的な事業運営を行うため、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用している。地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して、令和6年度天神川流域下水道事業会計について審査するものである。

ウ 下水道事業の運営等について

処理区域は、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町の4市町で、維持管理及び建設改良に係る費用は市町からの負担金を中心に賄われている。

なお、下水道事業の運転に関する業務や施設設備の維持管理等については、地方自治法第244条の2第3項の規定及び鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例第11条に基づき、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）を指定管理者に選定し、業務を行わせている。

(2) 現 状

下水道事業は、昭和47年に1日当たりの計画処理能力を16万 m^3 とした全体計画を策定し、昭和59年1月に一部施設を整備して供用を開始した。

しかし、平成11年度には諸情勢の変化により当初計画の伸びが期待できないとして、1日当たりの計画処理能力を10万 m^3 に、平成21年度には4万 m^3 に、さらに平成26年度には現在の3万2,000 m^3 に変更、1日当たりの現在処理能力も3万2,000 m^3 となっている。

令和6年度の1日当たりの平均処理水量は2万337 m^3 （対前年度比：99.8%）で、処理可能人口は令和7年3月末現在で5万3,874人（同98.8%）、水洗化人口は4万9,481人（同98.9%）で、水洗化率は91.8%（同100.0%）となっている。

下水道事業については、市町からの負担金を中心に賄われており、管理事業費負担金と建設事業費負担金からなる。管理事業費負担金は主に維持管理費と資本回収費に充当するもので、その金額は、各市町から流入する流入汚水量に1 m^3 当たりの単価（以

下「単価」という。) (令和4年度～6年度：93円) を乗じて算定している。

令和6年度の有収水量は693万7,714m³で、令和5年度に比べ3万1,941m³減少(同99.5%)した。その主な要因として、水洗化人口の減少が一因と県では推測している。

なお、単価は市町と協議の上、県議会の議決(単価を改訂する場合)を経て、市町と覚書を締結し、3年ごとに見直しを行っており、令和7年度以降の単価については、108円に引き上げを行った。

令和6年度の経営成績は、経常損益は2,717万円の黒字、純損益も2,677万円の黒字となった。

(単位：千円)

区 分	令和6年度
経 常 損 益	27,171
特 別 利 益	49,325
特 別 損 失	49,720
当年度純損益	26,776
当年度未処分利益剰余金	343,436

※千円未満切り捨て

(3) 課題及び意見について

ア ウォーターPPPの導入について

国は、水道、工業用水道、下水道についてコンセッション方式及び管理・更新一体マネジメント方式を「ウォーターPPP」と総称し、導入拡大を図ることとしている。

このうち、下水道施設のみウォーターPPPの導入を令和8年度末までに決定済みであることが令和9年度以降の污水管改築の社会資本整備総合交付金の交付要件とされたため、天神川流域下水道においてもウォーターPPPの導入検討を行う必要がある。

天神川流域下水道においては、スケールメリットの観点から、県及び中部地区の1市4町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)の下水道事業との共同導入を目指し、現在、導入可能性調査を実施し検討を進めているところである。

その中で、「鳥取県污水処理広域化・共同化計画」のメニューの一つに、天神浄化センターを含む中部地区28箇所の污水処理施設等を統廃合する計画が盛り込まれている。

現在、県及び中部地区1市4町で令和5年度から3カ年にかけて詳細検討を進めることとしており、令和7年度中の関係自治体間の基本合意を目指している。

また、一方で令和3年2月に天神川流域下水道事業経営戦略（計画期間 令和3～12年度）を策定しているが、中間となる令和7年度に経営戦略を見直す予定としている。

この経営戦略の見直しは、令和6年度に策定した雨天時浸入水対策計画、令和7年度からの市町負担金の引上げ（93円/m³→108円/m³）、ウォーターPPPの導入、市町との下水道の広域化・共同化を反映することとなる。

については、ウォーターPPPの導入に当たっては、市町との連携を強化し、将来の人口推計のデータを踏まえて、中部圏域の汚水処理の将来像を明確にするとともに、民間の創意工夫による経営改善、民間の技術活用による施設老朽化対策、中部圏域全体としての人員資源の効率化など最大限の導入効果を発揮されたい。

また、地元企業の積極的な参入など、ウォーターPPPの導入のメリットが地域に還元されるよう配慮されたい。

イ 下水道施設の点検について

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、県においても下水道管路の点検が行われたところである。

については、県民生活の安全確保のため、一層の緊張感を持って定期的な点検を実施されたい。

ウ 下水汚泥の県内再利用について

令和6年度に処理場で発生した汚泥は、4,054.2トンであり、その処理に約8,580万円の処理費用を支払い、境港市、兵庫県加古川市、岡山県真庭市の3業者が処分している。このうち、兵庫県加古川市及び岡山県真庭市の業者は、汚泥を肥料として再資源化して販売を行っている。

本県では、令和6年7月に琴浦町に完成した鳥取中央農業協同組合の堆肥センターをはじめ複数の堆肥センターが家畜糞尿などの再資源化を行っているが、当処理場で発生した汚泥は、肥料として県内では再資源化されていない。

については、発生汚泥について、県生活環境部は、循環型社会の推進に向けて、県農林水産部及び県内事業者と連携し、肥料や客土など県内農業生産に再利用できるよう検討されたい。